追手門学院大学

安全保障輸出管理ハンドブック-教職員用-

研究企画課

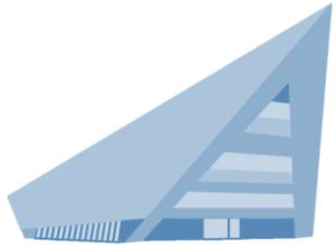

2024年6月17日版 ver8.2

目次

はじめに
安全保障輸出管理とは 2
ハンドブックの目的 3

第1章 安全保障輸出管理の手続き 4
1. 本学の輸出管理体制と管理フロー 5
2. 業務手続き 6
NEW 3. チェックシートの記入要領 7

第2章 手続きに必要な用語について 13

NEW
補足事項 24

安全保障輸出管理とは

1.安全保障輸出管理とは

- 国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのある「技術提供」や「輸出」を事前にチェックし、懸念のある行為を行わない事。

2.なぜ、大学でも安全保障輸出管理が必要か

- 大学における国際交流の進展により、外国人との接触機会の増加するなか、大学の技術情報を狙う集団の存在も顕在化している。

3.違反すると

- 【刑事罰】　10年以下の懲役
- 【刑事罰】　3,000万（法人は10億）以下の罰金
  （最大、対象の物、技術の価格の5倍まで）
- 【行政制裁】3年以内の、物の輸出・技術の提供の禁止

大学のみならず、
先生ご自身も処罰の対象です！
さらに、社会的制裁を受け、
大学のイメージも悪化します！

◎日本を含む国際社会が一体となって、安全保障輸出管理に取り組んでおり、大学も一員として管理することが必要

◎安心して研究を行うためにも、一人一人の意識と行動が重要

ハンドブックの目的

「安全保障輸出管理」の制度について、昨今の国際情勢に鑑み、政府より各大学・研究機関に対して、厳密な運用が要請されています。
（文科省通達R4 5/26）

本学では「安全保障輸出管理規程」を2019年に制定致しましたが、政府の要請を受け、運用手順などを具体的に定めた条項を追加し、日常の業務運用への落とし込みと定着を進めてまいります。

このハンドブックでは、具体的な業務手続き、及び必要となる用語などについて、できるだけ分かり易く解説をいたしました。

業務運用で不明な点などは、輸出管理責任者（研究企画課）の以下の窓口メールまでご連絡をお願い致します。

rinri@otemon.ac.jp

経済産業省が定める「貨物の輸出・技術の提供の機会」と輸出管理の対象となる業務

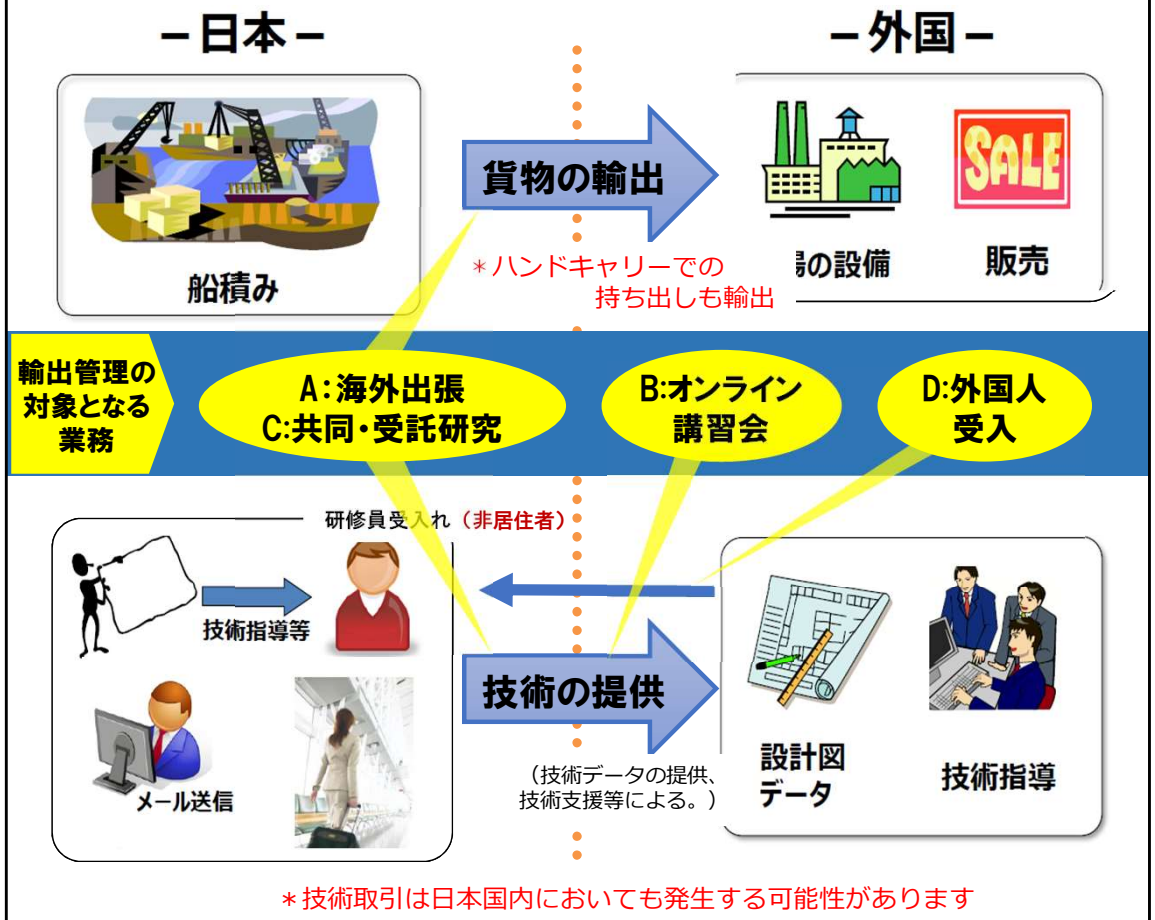

NEW

第1章 安全保障輸出管理の手続き

1. 本学の輸出管理体制と管理フロー 5

2. 業務手続き 6

3. 申請（コラボフロー・チェックシート）について 7

Collaboflow 【様式A】安全保障輸出管理チェックシート（海外出張、海外研修）の記入要領 8

Collaboflow 【様式B・C・D】安全保障輸出管理チェックシート 9

【様式B】安全保障輸出管理チェックシート（オンライン講演会用）の記入要領 10

【様式C】安全保障輸出管理チェックシート（海外との共同研究・受託研究）の記入要領 11

【様式D】安全保障輸出管理チェックシート（外国人留学生・外国人研究者・外国人雇用）の記入要領 12

■（海外出張・研修）法人事務局の方への適用について＿ハンドブックP24**補足事項※1**を参照
■プログラム等での複数名の（海外留学）（留学受入）について＿ハンドブックP24 **補足事項※2**を参照
■（海外出張・研修）学生が同行する場合＿ハンドブックP24 **補足事項※3**を参照

1.本学の輸出管理体制と管理フロー

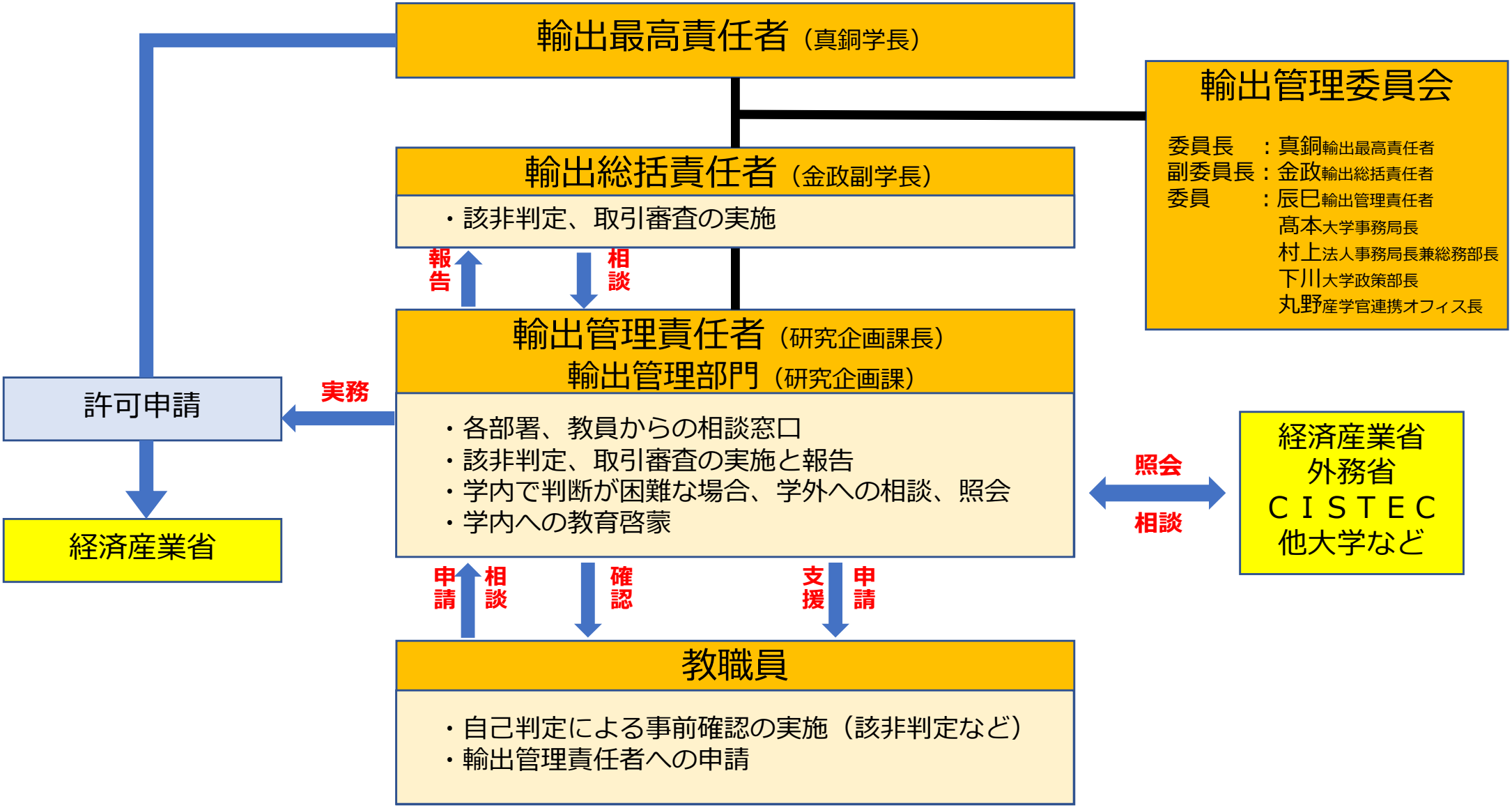

NEW

2.業務手続き

担当部署に提出する前にコラボフローで研究企画課に確認・承認を得て手続きを進めてください。

【様式A】海外出張・海外研修のみコラボフロー上で懸念事項の確認をお願いします。
【様式B・C・D】は共有文書からチェックシートをDL、記入時に懸念事項の確認し、コラボフローに添付して申請をお願いいたします。

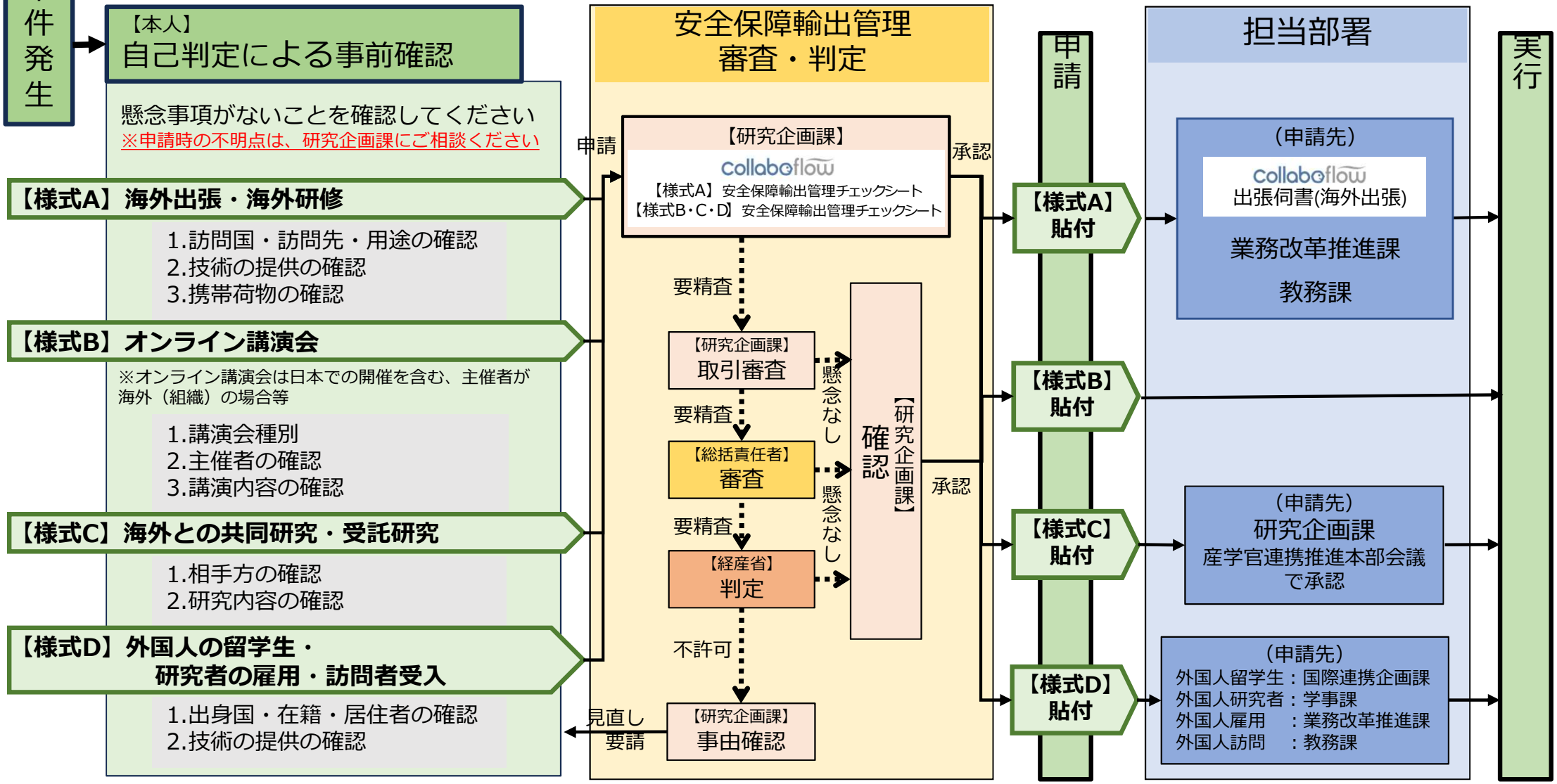

追手門学院大学

NEW

3.申請（コラボフロー・チェックシート）について

【様式A】海外出張・海外研修のみコラボフロー上で懸念事項を確認（自己判定）してください。
【様式B・C・D】は共有文書からチェックシートをDL、記入時に懸念事項の確認（自己判定）し、コラボフローに添付して申請をお願いいたします。

【様式A】は選択肢によって、
【様式B・C・D】はチェックシートの「網掛け」★事項にチェックが付いた場合、
審査に移行する場合がありますので、速やかに研究企画課にご連絡ください。
研究企画課にて詳細情報の聞き取りを行います。

--問い合わせ窓口--
rinri@otemon.ac.jp

次ページ以降が各様式ごとの記入要領です。

NEW

collaboflow	【様式A】安全保障輸出管理チェックシート（海外出張、海外研修）の記入要領	8
collaboflow	【様式B・C・D】安全保障輸出管理チェックシート	9
共有文書からDL	【様式B】安全保障輸出管理チェックシート（オンライン講演会用）の記入要領	10
共有文書からDL	【様式C】安全保障輸出管理チェックシート（共同研究・受託研究）の記入要領	11
共有文書からDL	【様式D】安全保障輸出管理チェックシート（外国人留学生・外国人研究者・外国人雇用）の記入要領	12

collaboflow

【様式A】安全保障輸出管理チェックシート（海外出張・海外研修）

文書タイトル：【様式A】安全保障輸出管理チェックシート　申請部署：＊ 研究企画課

申請内容確認　入力内容クリア　下書きに保存　申請経路情報

責任者	確認者	申請者

文書番号：

申請日：2024/4/12

所属：

申請者：

安全保障輸出管理担当者　御中

【様式A】安全保障輸出管理チェックシート

海外出張、海外研修にあたり、次の事項を確認しましたので、承認をお願いいたします。

①出張先（用務地） ※国名でご入力ください。 ※複数の場合は「全て」ご入力ください。		
②出張期間	出発予定日	帰国予定日
③訪問国 訪問先 用途の確認	Ⅰ．訪問国	○懸念国（イラン、イラク、北朝鮮）である ○国連武器禁輸国＊である ○上記以外の国 ＊アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン
	Ⅱ．訪問先	○「外国ユーザーリスト（相手先国・技術提供についての参考情報を参照）」に該当する ○軍、国防省、軍需部門を持つ企業・機関等である（明らかな場合） ○上記以外の機関（機関名を記入してください）※複数の場合は「全て」ご入力ください。 機関名
	Ⅲ．荷物・技術の用途	○軍事関連の用途に使われる又はその可能性がある ○軍事関連の用途の使われないことが明確である
④技術の提供の確認	提供技術	○相手先に技術・研究成果の提供なし【学会発表なし、講演発表なし、研究打合せなし】 ○相手先に技術・研究成果の提供はあるが、リスト規制項目の範囲外である ○相手先に技術・研究成果の提供があり、リスト規制項目の範囲に該当するが、規制適用除外の項目である ○上記以外（研究打合せ等で相手先に提供（口頭も含む）する技術・研究成果＊あり） ＊武器・兵器の開発に転用される恐れのある技術・研究成果（規制適用除外の項目を除く）
⑤携帯荷物の確認	携帯荷物	○自己使用のみで、すべて持ち帰り、相手先に提供する荷物なし ○相手先に提供する荷物はあるが、リスト規制項目の範囲外である ○相手先に提供する荷物があり、リスト規制項目の範囲に該当するが、規制適用除外の項目である ○上記以外（相手先に提供する荷物＊あり） ＊武器・兵器の開発に転用される恐れのある荷物、貨物
⑥関連書類 学生が同行する場合、下記の用紙に記入して添付ください。 学生同行者名簿記入用紙	ファイルを選択 選択されていません　ファイルを選択 選択されていません 例：海外出張計画書、学会参加申込関連書類　等	
⑦学生同行者名簿 ※学生が同行する場合添付ください。	ファイルを選択 選択されていません	
⑧備考 ※その他、出張に関して追加する情報等がありましたら、記載をお願いします。		

相手先国・技術提供についての参考情報　学生同行者名簿記入用紙　安全保障輸出管理ハンドブック

①：申請者情報

②：訪問国・訪問先・用途の確認
外国ユーザーリストへの所属、または懸念国・国連武器禁輸国の確認
【ハンドブックP16-17　参照】

③：取引内容の確認
提供する内容が安全保障輸出管理に該当するかの確認
〔技術の提供〕設計図、仕様書、マニュアル、試料・試作品等を、紙、メール、CD・USBメモリ等の記憶媒体、手渡し等で提供すること。 授業、技術指導、技能訓練、作業知識の提供やセミナーも対象となります。
【ハンドブックP13　参照】
〔リスト規制項目〕　【ハンドブックP14-15　参照】
〔規制適用例外の項目〕　【ハンドブックP18　参照】

④（学生の）同行者の確認
学生が同行する場合は、所定の学生同行者名簿記入用紙をDLの上、添付申請をお願いします。

NEW

承認後、コラボフロー画面をPDF保存して頂き、タスク一覧にある「海外出張伺書」に添付してください。

【見本】④学生同行者名簿記入用紙

〈提出先：研究企画課〉　管理番号【　-　】

学生同行者名簿（1）※同行教員はここに記入せず、各自チェックシートを提出してください。

	氏名	学籍番号	出発日	帰国日	大学が負担する出張費用	財源
記入例	追大 花子	23II005	2023/7/8	2023/7/10	航空券と燃油サーチャージ	学部予算から奨励金として支出
1						
2						
3						

輸出管理部門（研究企画課）でサポートをいたしますので、ご不明な点はお問い合わせください。

collaboflow

【様式B・C・D】安全保障輸出管理チェックシート

NEW

【様式B・C・D】は共有文書からチェックシートをDL、記入時に懸念事項の確認し、コラボフローに添付して申請をお願いいたします。

①：申請者情報

②：提出するチェックシートを選択【様式B・C・D】

③：チェックシートと関連書類の添付
（※チェックシートは共有文書からDLしてください）

様式Bの場合：講演会パンフレット・契約書等
様式Cの場合：契約書＜案＞等
様式Dの場合：履歴書・経歴書等で所属が分かる資料、
来学目的が分かる資料等

④：各種資料のDL用リンク
様式D_団体用_受入名簿
参考資料
安全保障輸出管理ハンドブック

輸出管理部門（研究企画課）でサポートをいたしますので、ご不明な点はお問い合わせください。

追手門学院大学

共有文書からDL➡P9 Collaboflow

【様式B】安全保障輸出管理チェックシート（オンライン講演会）

申請日　　年　　月　　日

【様式 B】安全保障輸出管理チェックシート（オンライン講演会）

学長 殿

所属：

氏名：

海外の機関等が主催する（日本での開催も含む）オンライン講演会での講演実施に先立ち、次の事項を確認しましたので、関係書類（講演会パンフレット・契約書等）を添えて提出いたします。

主催者・主催組織 ：

主催（者）国：　　講演日時：

講演会タイトル：

下記項目を確認の上、該当箇所にチェックしていただき、自己判定を行ってください。自己判定後、研究企画課に提出し、確認・承認を得た後、業務を進めて下さい。

1.講演会種別

用途	□不特定多数参加型のオンライン講演会 → 自己判定は以上です
	□参加者が特定者に限定されるオンライン講演会 → 2へ

2.主催者の確認

Ⅰ 所属国	□懸念国（イラン、イラク、北朝鮮）である★ → Ⅱへ
	□国連武器禁輸国（アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン）である★ → Ⅱへ
	□上記以外の国 → Ⅱへ
Ⅱ 所属機関	□「外国ユーザーリスト（裏面※1）」に該当 する★ → 3へ
	□軍、国防省、軍需部門を持つ企業・機関等である（明らかな場合） ★ → 3へ
	□上記以外の機関 → 3へ

3.講演内容の確認

技術の提供（裏面※2）貨物の輸出	□「技術・研究成果の提供」「貨物の輸出」はない → 自己判定は以上です
	□「技術・研究成果の提供」「貨物の輸出」はあるが、リスト規制項目（裏面※3）の範囲外である→ 自己判定は以上です
	□「技術・研究成果の提供」「貨物の輸出」があり、リスト規制項目（裏面※3）の範囲に該当するが、規制適用除外の項目（裏面※4）である → 自己判定は以上です
	□上記以外（提供（口頭も含む）する技術・研究成果・貨物*あり）★ → 自己判定は以上です *武器・兵器の開発に転用される恐れのある技術・研究成果（規制適用除外の項目を除く）・貨物

【ご提出方法】講演会パンフレット・契約書（講演内容がわかる資料）等を添付して、rinri@otemon.ac.jp へ

①：申請者情報

②：講演会種別
公知の技術の提供かどうかの確認
【ハンドブックP18　参照】

③：主催者の確認
外国ユーザーリストへの所属、または懸念国・国連武器禁輸国の確認【ハンドブックP16-17　参照】

④：講演内容の確認
提供する内容が安全保障輸出管理に該当するかの確認
〔技術の提供〕設計図、仕様書、マニュアル、試料・試作品等を、紙、メール、CD・USBメモリ等の記憶媒体、手渡し等で提供すること。 授業、技術指導、技能訓練、作業知識の提供やセミナーも対象となります。
【ハンドブックP13　参照】
〔リスト規制項目〕　【ハンドブックP14-15　参照】
〔規制適用例外の項目〕　【ハンドブックP18　参照】

輸出管理部門（研究企画課）でサポートをいたしますので、ご不明な点はお問い合わせください。

【様式C】安全保障輸出管理チェックシート（海外との共同研究・受託研究）

申請日　　年　　月　　日

【様式 C】安全保障輸出管理チェックシート（海外との共同研究・受託研究）

学長 殿

所属：

氏名：

海外の機関等との共同研究・受託研究の実施に先立ち、次の事項を確認しましたので、関係書類（契約書等）を添えて提出いたします。

所属国：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　所属機関・組織名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

研究課題：

下記項目を確認の上、該当箇所にチェックしていただき、自己判定を行ってください。自己判定後、研究企画課に提出し、確認・承認を得た後、業務を進めて下さい。

1.相手方の確認

Ⅰ 所属国	☐懸念国（イラン、イラク、北朝鮮） ★ → Ⅱへ
	☐国連武器禁輸国（アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン） ★ → Ⅱへ
	☐上記以外の国 → Ⅱへ
Ⅱ 所属機関	☐「外国ユーザーリスト（裏面※1）」に該当する★ → 2へ
	☐軍、国防省、軍需部門を持つ企業・機関等である（明らかな場合）★ → 2へ
	☐上記以外の機関 → 2へ

2.研究内容の確認

技術の提供（裏面※2） 貨物の輸出	☐「技術・研究成果の提供」「貨物の輸出」はあるが、リスト規制項目（裏面※3）の範囲外である→ 自己判定は以上です
	☐「技術・研究成果の提供」「貨物の輸出」があり、リスト規制項目（裏面※3）の範囲に該当するが、規制適用除外の項目（裏面※4）である → 自己判定は以上です
	☐上記以外（提供（口頭も含む）する技術・研究成果・貨物*あり）★ → 自己判定は以上です *武器・兵器の開発に転用される恐れのある技術・研究成果（規制適用除外の項目を除く）・貨物

【ご提出方法】契約書（共同・受託研究の分野・期間（スケジュール）が分かる資料）等を添付して、rinri@otemon.oc.jp へ

①：申請者情報

②：相手方の確認
外国ユーザーリストへの所属、または懸念国・国連武器禁輸国の確認【ハンドブックP16-17　参照】

③:研究内容の確認
提供する内容が安全保障輸出管理に該当するかの確認
〔技術の提供〕設計図、仕様書、マニュアル、試料・試作品等を、紙、メール、CD・USBメモリ等の記憶媒体、手渡し等で提供すること。 授業、技術指導、技能訓練、作業知識の提供やセミナーも対象となります。
【ハンドブックP13　参照】
〔リスト規制項目〕　【ハンドブックP14-15　参照】
〔規制適用例外の項目〕　【ハンドブックP18　参照】

輸出管理部門（研究企画課）でサポートをいたしますので、ご不明な点はお問い合わせください。

共有文書からDL➡P9 Collaboflow

【様式D】安全保障輸出管理チェックシート（外国人留学生・外国人研究者・外国人雇用）

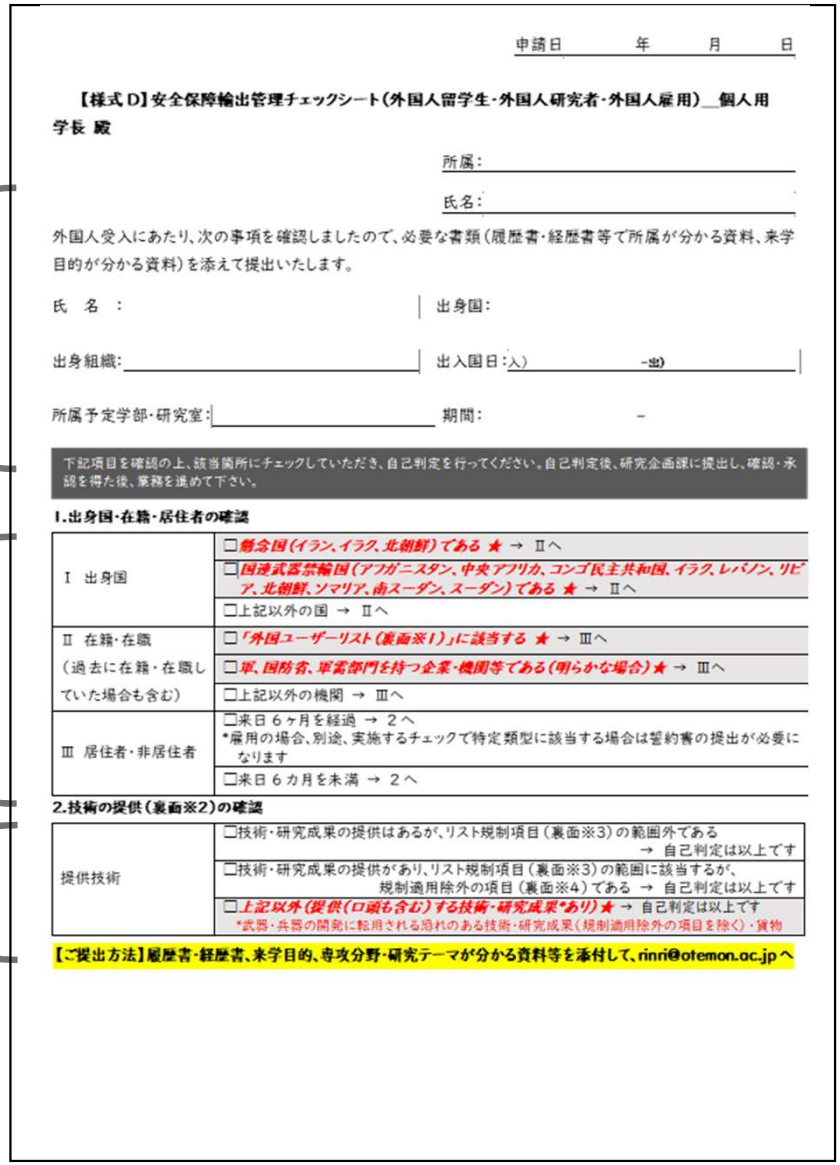

申請日　　年　　月　　日

【様式 D】安全保障輸出管理チェックシート（外国人留学生・外国人研究者・外国人雇用）＿個人用

学長 殿

所属：

氏名：

外国人受入にあたり、次の事項を確認しましたので、必要な書類（履歴書・経歴書等で所属が分かる資料、来学目的が分かる資料）を添えて提出いたします。

氏　名　：　　出身国：

出身組織：　　出入国日：入）　　-出）

所属予定学部・研究室：　　期間：　　-

下記項目を確認の上、該当箇所にチェックしていただき、自己判定を行ってください。自己判定後、研究企画課に提出し、確認・承認を得た後、業務を進めて下さい。

1.出身国・在籍・居住者の確認

Ⅰ 出身国	□懸念国（イラン、イラク、北朝鮮）である ★ → Ⅱへ
	□国連武器禁輸国（アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン）である ★ → Ⅱへ
	□上記以外の国 → Ⅱへ
Ⅱ 在籍・在職（過去に在籍・在職していた場合も含む）	□「外国ユーザーリスト（裏面※1）」に該当する ★ → Ⅲへ
	□軍、国防省、軍需部門を持つ企業・機関等である（明らかな場合）★ → Ⅲへ
	□上記以外の機関 → Ⅲへ
Ⅲ 居住者・非居住者	□来日６ヶ月を経過 → ２へ *雇用の場合、別途、実施するチェックで特定類型に該当する場合は誓約書の提出が必要になります
	□来日６カ月を未満 → ２へ

2.技術の提供（裏面※2）の確認

提供技術	□技術・研究成果の提供はあるが、リスト規制項目（裏面※3）の範囲外である → 自己判定は以上です
	□技術・研究成果の提供があり、リスト規制項目（裏面※3）の範囲に該当するが、規制適用除外の項目（裏面※4）である → 自己判定は以上です
	□上記以外（提供（口頭も含む）する技術・研究成果*あり）★ → 自己判定は以上です *武器・兵器の開発に転用される恐れのある技術・研究成果（規制適用除外の項目を除く）・貨物

【ご提出方法】履歴書・経歴書、来学目的、専攻分野・研究テーマが分かる資料等を添付して、rinri@otemon.ac.jp へ

①：申請者情報

②：（受入者情報）受入者の出身国・在籍・居住者の確認

※別途、履歴書・経歴書等の確認を行います。

外国ユーザーリストへの所属、または懸念国・国連武器禁輸国の出身の確認【ハンドブックP16-17　参照】

居住者か非居住者かの確認【ハンドブックP19　参照】

（別途、確認する特定類型について【ハンドブックP21-22　参照】）

③:技術の提供の確認

提供する内容が安全保障輸出管理に該当するかの確認

〔技術の提供〕設計図、仕様書、マニュアル、試料・試作品等を、紙、メール、CD・USBメモリ等の記憶媒体、手渡し等で提供すること。 授業、技術指導、技能訓練、作業知識の提供やセミナーも対象となります。

【ハンドブックP13　参照】

〔リスト規制項目〕　【ハンドブックP14-15　参照】

〔規制適用例外の項目〕　【ハンドブックP18　参照】

輸出管理部門（研究企画課）でサポートをいたしますので、ご不明な点はお問い合わせください。

第2章 手続きに必要な用語について

1. 貨物の輸出と技術の提供について 14
2. 輸出規制の概要 15
3. リスト規制一覧 16
4. ホワイト国とは 17
5. キャッチホール規制とは 18
6. 規制対象外の技術情報 19
7. 居住者・非居住者とは 20
8. 海外からの研修生・留学生について 21
9. 「特定類型」とは 22
10. 特定類型該当性確認のための簡易チェックフローチャート 23

1.貨物の輸出と技術の提供について

安全保障を脅かす恐れのある、武器や軍事転用のある技術や貨物が安全保障輸出管理の対象です。近年、民生技術も軍事転用されており、輸出・提供の相手先についても管理の対象となっています。

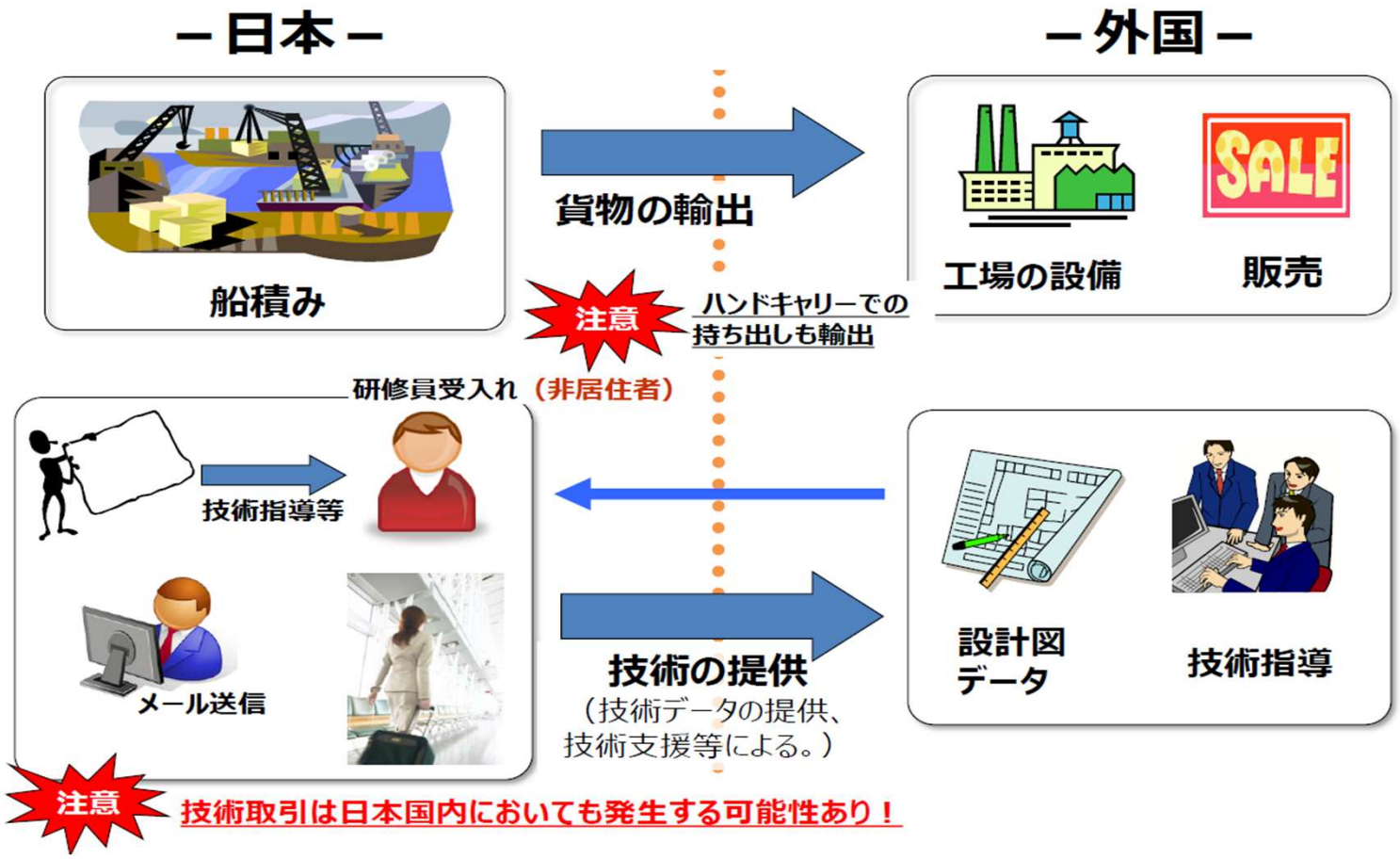

2.輸出規制の概要

①特定の技術を外国人に提供したり、特定の貨物を輸出を行う場合、外国為替令（外為法）、輸出貿易管理令（輸出令）で規制されます。規制に該当する場合、経済産業大臣の許可が必要になります。

②この規制には、リスト規制と、キャッチオール規制があります。
両規制の規制内容、規制対象地域は次ページ以降のとおりです。

	規制の内容	規制対象地域	
		ホワイト国	ホワイト国以外
リスト規制	提供する技術又は輸出する貨物が、外為法/輸出令の別表第1の1-15（リスト）に該当する場合、大臣の許可が必要。	対象	対象
キャッチオール規制	リスト規制に該当しなくても、大量破壊兵器又は通常破壊兵器の開発等に用いられるおそれがある場合（用途、需要者で判断）、大臣の許可が必要。	非対象	対象

3.リスト規制一覧

武器・兵器の開発に用いられる恐れの高い技術・貨物の品目（＝リスト）が「外為令別表」「輸出令別表」に定められています。詳細の仕様（貨物等省令に規定）と合わせ、海外に提供する技術・貨物がこれらに該当するかの判定（＝該非判定）に用います。

リスト規制一覧

1. 武器
2. 原子力
3. 化学兵器・生物兵器
4. ミサイル
5. 先端材料
6. 材料加工
7. エレクトロニクス
8. 電子計算機
9. 通信
10. センサー
11. 航法装置
12. 海洋関連
13. 推進装置
14. その他
15. 機微品目

(4)	無人航空機等
(5)	(1)から(4)、15の(10)の試験装置・測定
14 その他	
(1)	粉末状の金属燃料
(2)	火薬・爆薬成分、添加剤・前駆物質
(3)	ディーゼルエンジン等
(4)	〈削除〉
(5)	自給式潜水用具等
(6)	航空機輸送土木機械等
(7)	ロボット・制御装置等
(8)	〈削除〉

※更に詳細が定められている

詳しくは、経済産業省のHPをご参照ください。　https://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo02.html

4.ホワイト国とは

国際的な枠組みの中で輸出管理が厳格に行われている国々で、グループA／優遇対象国とも呼ばれています。

リスト規制の対象にはなりますが、キャッチオール規制の対象にはなりません。

輸出管理を厳密に行っている　27か国

北米：2
　アメリカ合衆国、カナダ

南米：1
　アルゼンチン

オセアニア：2
　オーストラリア、ニュージーランド

アジア：1
　韓国

欧州：21
アイルランド、イタリア、英国、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、ルクセンブルグ

5.キャッチオール規制とは

リスト規制に該当していなくても、兵器などに技術転用される恐れのある技術については提供・輸出の相手先（需要者）を確認する必要がある。
＝キャッチオール規制

キャッチオール規制における、確認すべき需要者

①外国ユーザーリスト（706団体　※令和5年12月6日資料）
経済産業省HPの「外国ユーザーリスト」
（毎年改正されるので、最新のリストを参照）
https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html#user-list

②懸念国（3か国）
イラン、イラク、北朝鮮

③国連武器禁輸国・地域（10か国）
アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン

外国ユーザーリスト（経産省のHPより）

No.	国名、地域名 Country or Region	企業名、組織名 Company or Organization	別名 Also Known As	懸念区分 Type of WMD
1	アフガニスタン Islamic Republic of Afghanistan	Al Qa'ida/Islamic Army	・Al Qaeda ・Islamic Salvation Foundation ・The Base ・The Group for the Preservation of the Holy Sites ・The Islamic Army for the Liberation of Holy Places ・The World Islamic Front for Jihad against Jews and Crusaders ・Usama Bin Laden Network ・Usama Bin Laden Organisation	化学 C
2	アフガニスタン Islamic Republic of Afghanistan パキスタン Islamic Republic of Pakistan	Ummah Tameer E-Nau (UTN)	・FOUNDATION FOR CONSTRUCTION ・NATION BUILDING ・RECONSTRUCTION FOUNDATION ・RECONSTRUCTION OF THE ISLAMIC COMMUNITY ・RECONSTRUCTION OF THE MUSLIM UMMAH ・UMMAH TAMEER I-NAU ・UMMAH TAMIR E-NAU ・UMMAH TAMIR I-NAU ・UMMAT TAMIR E-NAU ・UMMAT TAMIR-I-PAU	核 N
3	アラブ首長国連邦 United Arab Emirates	Al-Bairaq for international land transport		ミサイル M
4	アラブ首長国連邦 United Arab Emirates	Candid General Trading LLC	・Candid Trading LLC	ミサイル M
5	アラブ首長国連邦 United Arab Emirates	DES INTERNATIONAL CO., LTD.	・D.E.S. INTERNATIONAL ・D.E.S. INTERNATIONAL CO. LTD ・DES INTERNATIONAL ・DES INTERNATIONAL CO. ・DES INTERNATIONAL COMPANY	ミサイル M
			・ESG	
594	レバノン Republic of Lebanon	POLO TRADING		生物、化学、ミサイル B,C,M
595	レバノン Republic of Lebanon	Shadi for Cars Trading		生物、化学、ミサイル B,C,M
596	レバノン Republic of Lebanon	Technolab	・Techno Lab	生物、化学、ミサイル B,C,M
597	レバノン Republic of Lebanon	TOP TECHNOLOGIES SARL		生物、化学、ミサイル B,C,M
598	レバノン Republic of Lebanon	Vibes International Inc Sarl		生物、化学、ミサイル B,C,M
599	イエメン Republic of Yemen	Houthi		ミサイル M
600	イエメン Republic of Yemen	Al-Swari Trading and Import Co	・Alswari Trading & Import Co ・Al-Swari Group for Rubber Manufacturing ・Hashem Brothers for International Trading	ミサイル M

詳しくは、経済産業省のHPをご参照ください。　https://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo03.html

6.規制対象外の技術情報

「公知の技術の提供」とは

① 新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術の提供
② 学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手可能な技術の提供
③ 工場の見学コース、講演会、展示会等において不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術の提供
④ ソースコードが公開されているプログラムの提供を指します。

「基礎科学分野の研究活動」とは

① 自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって
② 理論的又は実験的方法により行うものであり
③ 特定の製品の設計又は製造を目的としないものを指します。

7.居住者・非居住者とは

国境

居住者 → 提　供 → 非居住者

居住者 → 提供 → 非居住者

【　日本　】　　【　外国　】

『外国人などの受入』の管理対象

居住者

日本人　日本に居住する者

外国人　入国後6カ月以上経過している者

法人
① 我が国にある日本法人等
② 外国の法人等の我が国にある支店、出張所その他の事務所
③ 日本の在外公館

非居住者

日本人
① 外国法人に勤務のため外国に滞在する者
② 出国後2年以上外国に滞在する者（目的問わず）

外国人
① 外国に居住する者
② 入国後6カ月未満の者

法人
① 外国にある外国法人等
② 日本法人等の外国にある支店、出張所その他の事務所
③ 我が国にある外国政府の公館及び国際機関

その他、合衆国軍隊等及び国際連合の軍隊等

8.海外からの研修生・留学生について

海外からの研修生･留学生は、以下の立場になりますので、注意が必要です。

①入国後6ヶ月以内

・この期間は、外為法上、「研修生･留学生は、非居住者」扱いになりますので、規制対象に該当する技術情報の提供を受けること又は使用することができません。

・一方、指導教職員が、研修生･留学生に、規制対象に該当する技術情報を提供又は使用する場合には、当該教職員が、本ガイドに定められる手続きを行う必要があります。

②入国後6ヶ月経過後

・6ヶ月を経過すると、外為法上、「研修生･留学生は、居住者」扱いになりますので、規制対象技術の提供を受けることが可能 になります。

・しかし、研修生･留学生も居住者の立場で、自ら「外為法」を遵守する必要があり、入手した規制対象に関連する技術情報を、本国にメールしたり、FAXしたりする場合、事前に指導教職員に相談し、その指示に従ってください。

・このため、常に、**教職員は当該研修生･留学生が「外為法」を遵守できるように、指導教育する必要があります。**

9.「特定類型」とは

大学の教職員の採用、学生の入学にあたり、「特定類型」に該当するかを確認の上、安全保障輸出管理規程の遵守（誓約書など）を雇用・入学の条件に含めるなどのリスク対策を講じてください。

「特定類型」とは、国籍を問わず、

⑴ 契約に基づき、外国政府・外国法人の支配下にある者

例：外国大学と兼業をする本学教職員（非常勤含む）
外国企業勤務の社会人学生

⑵ 経済的利益に基づき、外国政府などの実質的な支配下にある者

例：外国政府から留学資金提供を受けている学生
外国政府の理工系人材獲得プログラムに参加し
個人として多額の研究資金や生活費の提供を受けている研究者

⑶ 国内において外国政府などの指示の下で行動する者

10.特定類型該当性確認のための簡易チェックフローチャート

※ 本資料は、大学の教職員や学生の特定類型該当性について、誓約書記載のために本人が確認する際や大学側が関係書類から確認する際に補助的に使用することを想定したものです。特定類型該当性の要件に関する正確な文言は必ず役務通達の原文を確認してください。（「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）第四版」３３頁～３９頁参照）

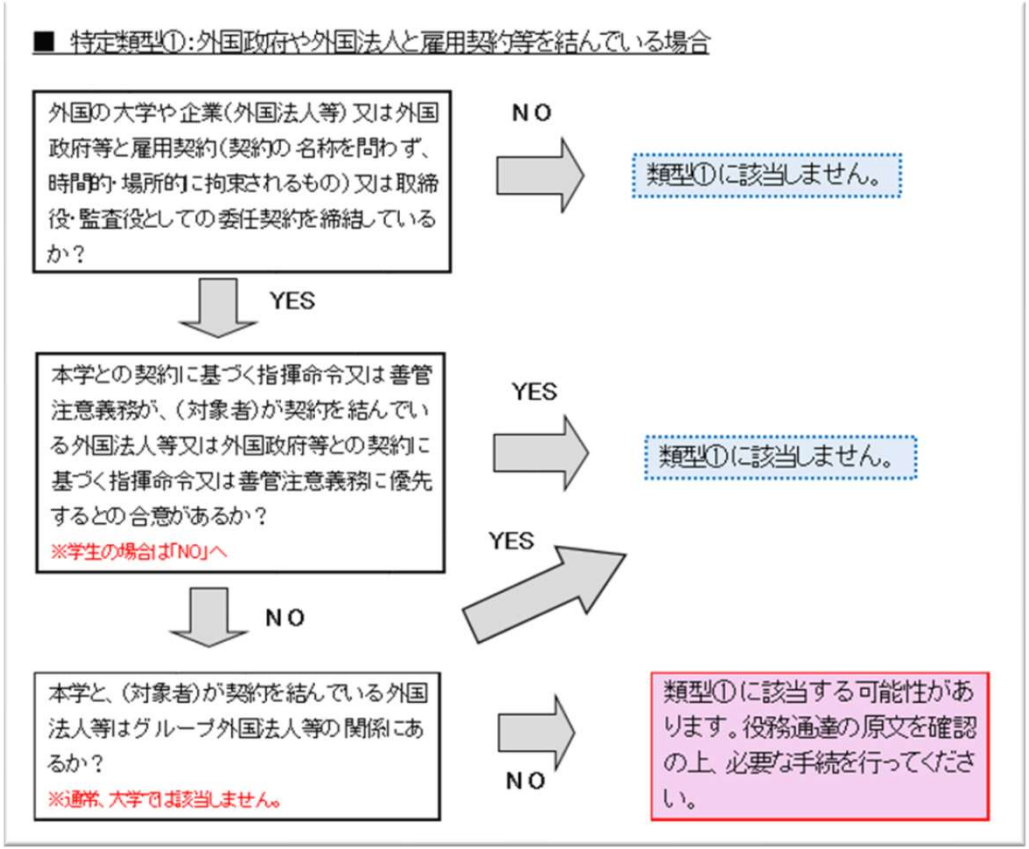

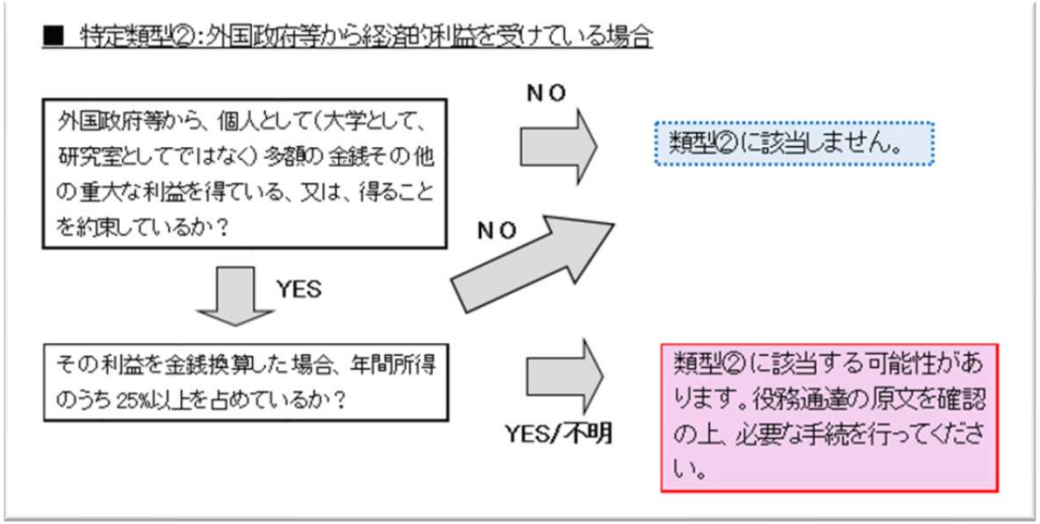

補足事項

NEW 補足事項（1） （2024.6.17追加） 24
NEW Q&A（1） （2024.6.17追加） 25

補足事項（1）

No.	項目	説明	更新日
※1	（海外出張・研修） 法人事務局の方への適用について	安全保障輸出管理の手続きの要不要を研究企画課で判断いたしますので、教員と同じく【様式A】安全保障輸出管理チェックシート（海外出張、海外研修）のご提出をお願いいたします。	2023/9/4
※2	プログラム等での複数名の（海外留学）（留学受入）について	複数名の海外留学、留学受入れについて申請がある場合は、団体用の別様式をご用意しておりますので、研究企画課までお知らせください。	2023/9/4
NEW ※3	（海外出張・研修） 学生が同行する場合	【様式A】安全保障輸出管理チェックシート（海外出張、海外研修）の⑦の名簿をご記入の上、添付にてご申請ください。**【ハンドブックP8　参照】**	2024/6/17
NEW ※4	（海外出張・研修） 学生が学内プログラムで留学する場合	【様式A】安全保障輸出管理チェックシート（海外出張、海外研修）をコラボフローで申請後、タスクは削除してください。	2024/6/17

Q&A（1）

チェックシート種別	質問	回答	更新日
D	訪問者に見せるものが、インターネットで公開しており、また一般に公開している図書館やパネルである場合は、申請対象になるのでしょうか？	安全保障輸出管理では、海外からの訪問者すべてに対して事前申請の手続きを取らせていただき、申請内容から問題がないかを確認し、その証跡を管理させていただく事になっております。	2023/11/6
NEW A	海外出張伺書の「安全保障輸出管理について」欄には何を添付すればよいですか？	【様式A】安全保障輸出管理チェックシート承認後の画面をPDFで保存して添付してください。	2024/6/17